

東紀州環境施設組合議会議員の議員報酬及び費用弁償に関する条例

令和3年4月1日

条例第22号

(趣旨)

第1条 この条例は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第203条の規定に基づき、東紀州環境施設組合議会議員（以下「議員」という。）の議員報酬及び費用弁償に関し必要な事項を定めるものとする。

(議員報酬)

第2条 議員報酬の額は、別表第1のとおりとする。

2 前項の規定による議員報酬は、3月の末日までに支給する。ただし、年度途中において退職し、失職し、若しくは死亡したときは、その都度支給する。

3 議員報酬を受ける者が、年度途中において就職又は退職、失職若しくは死亡をした場合の議員報酬の額は、その日の属する月も含めた当該事業年度在職月数を基礎とした月割により計算し、1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てる。

(費用弁償)

第3条 議長、副議長及び議員が公務のため旅行したときは、その旅行について費用弁償として旅費を支給する。

2 前項の規定により支給する旅費の額は、別表第2のとおりとする。

(その他)

第4条 この条例に定めるものを除くほか、議員報酬及び費用弁償について必要な事項は、一般職の職員の例による。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

別表第1（第2条関係）

職 名	議員報酬額
議長	年額 17,000 円
副議長	年額 14,000 円
議員	年額 13,000 円

別表第2（第3条関係）

区分	車賃 (1キロメートルにつき)	宿泊料 (1夜につき)	日当 (1日につき)	食卓料 (1夜につき)
県内	37円	12,000円	—	1,900円
県外	100キロメートル未満 37円	13,000円	—	

	100キロメートル以上	37円	13,000円	2,400円	
--	-------------	-----	---------	--------	--

備考

- 1 片道150キロメートル以上の日帰り旅行についての日当は、上表の額に600円を加算する。
- 2 東京都特別区及び地方自治法第252条の19第1項の指定都市の指定に関する政令(昭和31年政令第254号)に規定する指定都市への旅行については、1日につき日当600円、1夜につき宿泊料1,500円をそれぞれ上表の額に加算した額とする。